

三田市放課後児童クラブ条例新旧対照表(付則第3項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (定員)</p> <p>第4条 児童クラブの定員は、1児童クラブにつき<u>30人以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(入所資格)</p> <p>第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる<u>学校の第1学年から第3学年までに在学していること。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2 <u>市長は、前項に定める児童のほか、同項各号のいずれにも該当する第4学年の児童で、次の各号のいずれかに該当する者については、児童クラブに入所させることができる。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者</u></p> <p>(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u></p> <p>(3) <u>厚生労働大臣の定める療育手帳の交付を受けている者</u></p> <p>3 <u>前2項の要件に該当する児童が在籍する小学校に児童クラブが設置されていない場合は、市の送迎車を利用して近隣の児童クラブへ通所することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (定員)</p> <p>第4条 児童クラブの定員は、1児童クラブにつきおおむね40人以下とする。<u>この場合において、各児童クラブの定員は、三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三田市条例第 号)第9条第2項に規定する児童1人当たりの面積を基準として、各児童クラブの面積から算出し、定員の範囲内において規則で定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する児童クラブの定員を超えて入所させることができる。</u></p> <p>(入所資格)</p> <p>第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる<u>学校に在学していること。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2 <u>前項の要件に該当する児童が在籍する小学校に児童クラブが設置されていない場合は、市の送迎車を利用して近隣の児童クラブへ通所することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市放課後児童クラブ条例新旧対照表(付則第4項関係)

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課</p>

後児童健全育成事業を行うため、三田市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。

第2条～第3条 省略
(定員)

第4条 児童クラブの定員は、1児童クラブにつきおおむね40人以下とする。
この場合において、各児童クラブの定員は、三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三田市条例第 号)第9条第2項に規定する児童1人当たりの面積を基準として、各児童クラブの面積から算出し、定員の範囲内において規則で定めるものとする。

2 省略

以下省略

後児童健全育成事業を行うため、三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三田市条例第 号。以下「基準条例」という。)に基づき、三田市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。

第2条～第3条 省略
(定員)

第4条 児童クラブの定員は、1児童クラブにつきおおむね40人以下とする。
この場合において、各児童クラブの定員は、基準条例第9条第2項に規定する児童1人当たりの面積を基準として、各児童クラブの面積から算出し、定員の範囲内において規則で定めるものとする。

2 省略

以下省略